

第九十二回 帝國議會院衆議

石油配給公團法案外四件委員會議錄(速記)第七回

付託議案(審査終了のものを除く)
私的獨占の禁止及び公正取引の確保
に關する法律案(政府提出)（第六八一
號）

昭和二十二年三月三十日(日曜日)午前
十時四十六分開議

出席委員

委員長 理事木村 岡部 得三君
公平君 理事舟崎 由之君
七郎君

理事松本七郎君
内海安吉君
三ツ木幸三君
庄司一郎君
大井直之助君

横田 清藏君　寺田 榮吉君

江川 稲村
鈴木茂三郎君 順三君

木下 榮君 石崎 千松君

その補観として三ツ林幸三君を議長に
、二課長へ。

出席國務大臣

厚生大臣 河合 良成君
國務大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員
經濟安定本
司
司

部第一部长 橋本 龍伍君

司法事務官 石井 良三君
商工事務官 小山 雄二君

本日の會議に付した議案

私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案(政府提出)

○岡部委員長 これより會議を開きま

。私の獨占の禁止及び公正取引の確
保に關する法律案に對する質疑を繼續
いたします。石崎千松君。

14

○石崎委員　この法律案の中に公正かつ自由な取引ということが書いてあります。公正かつ自由な取引と言いますると、一定の基準があつて、その基準の上に立つたものでなければ、公正かつ自由と言うことはできないわけあります。もつと具體的に申すなら、町角に二軒向いあつてうどん屋があつた。その二軒のうどん屋に對するところのお得意というものは、大體その附近の人たちであるといつた場合に、片一方のうどん屋の方が、その附近のお客を全部とらうという意思、または相手方のうどん屋を倒そうというところの意思をもつて、うどんの玉がたとえば五錢なら五錢でこれぐらいであつたものを、五錢でこのくらい食わすということになると、うどんの量がたくさんあるということによつて、お客様は大體その大きな玉を賣つてくれるうどん屋に集まるということになる。そうすると相手方がだん／＼困る。從つて相手方であるうどん屋は、これに負けちやならないというので、さらに大きなうどんの玉をこしらえて賣る。つまり向うのうどんの玉よりも、こつちのうどんの玉の方が大きいものをつぶつて賣るということになります。うどんの玉をこしらえてお客をとるといふことになります。そらするとこのうどんの玉を大きくしてお客をとらうといふことが、結局二軒のうどん屋自

體を經濟的に破産させることになります。言いかえると、競争というものが何であります。こゝにおいて引き上るもののが何であります。かといふたら、うどん屋組合の組織云々あります。大體五十錢のうどんに對しては玉をどれだけの大きさにしよつてあります。競争が無制限に、むちやくちやに認められるなら、かような結果が起るのであります。従つて公正かつ自由な競争です。自然にできることもありますが、今どうやら競争が決定した、五十錢なら五十錢といふうどんの値段に對するところのうどんの一重量であります。定めた量であります。これが決定した後、これが公正かつ自由なる競争といふわけであります。なぜ私がかのようなことを斷定的に申しまするかと言いますと、前の本會議におきまして、安本長官から承りましたところによりますると、この法律それ自体は、アメリカから輸入されたものであります。ということを聽いております。私は、アメリカにおりまして、この邊の長くアメリカにあります。この邊の情報をお聞きしております。一九三二年にアメリカがN.R.A.というものを制定いたしました。そうしてあの有史以來ないところの不景氣を突破しようと企てたときに起つたのが、このフエーヤ・コンピティションであります。從つてフエーヤ・コンピティションがいつになりますと、どうしてます

第六類第十八號 石油配給公團法案外四件委員會議錄

第七回 昭和二十二年三月三十日

今御主張のようすに、すべて最低賃金をきめるということの間に多少の開きがあります。やはりこの最低賃金というものは、經濟の實情から來るものであります。非常に激しくて、購買力の非常に動搖しまするときには、最低賃金を全國的にびたりときめるということはなかなか困難な事情もあり、またその上業態により、すべての條件により、いろいろなものに差等がありまして、その差等のあるものに向つて、一定の最低賃金をきることは困難な事情もあるといふようなことで、私は全國的にすべての労働者の最低賃金がちゃんときまつてしまふことになるまでには、多少認めめたときには、そういう方法をとるという規定を設けておりまして、その時がかかると思ひます。しかしながらその間といえども、行政官廳の必要なスタビリゼーションがもつとはつきりしまして、日本の國といふものはこれで大體立つていくのだということにうしてその線に備えております。經濟なれば、貨幣の購買力も安定いたしましようし、そういう場合には最低賃金といふ面が非常に廣くなるといふふうに考えておりますが、一應基準法においては、どういふ備えをしておるということを御諒承願います。

續しておりますが、その戸畠市においてはこうなつた、小倉市においてはなつたといったよう、同じセクションの状態に感じて、そういうものを決定することは今不便である、やがてそれができらるかといふお話をあります。し将来しばらくの間はセクションについて違うとすれば、この獨占法の適用は、数年間というもののあてはまるところがなく、こいつてはこのくらいに小さくはある、こつちにいつてはこの大きくしてあてはめるというふうの不便が生ずると思います。臣はどうお考えになりますか。

○河合國務大臣　たゞいま行政申しましたのは、労働基準法をるときには、中央に労働基準局を他方にまた地方の労働基準局を設けてあります。そこでイニシアテをとるのであります。いつもの連絡をとりまして、そこで中止を受けることになつておりますから、いう制度になつておりますが、この畫一性は破れぬと思います。

方の状況がいろいろあります。味において、地方廳にイニシアチブをとらしておるということになります。それからなお最低賃額は、これは行政官廳がイニシアチブをとるといふばかりでない承認の通り、労働協約で相對的ですらもきまつてしまりますので、ええ官廳のこの間の官公職の職につきまして、十八歳六百五

ますと、この最低賃金の問題ははなはだしくむずかしいものであります。かりに労資当事者間においてさよなく曲りくねつたものができたとしましても、政府の考え方としては、それではいけないという場合が起るかも知れまい。あるいはまたできたらできただでいいから、そのまま放つたらかしておけ。それでトラブルが終つたら終つてしまい、そういうことがあるかもしれません。が、そうなると、そこに非常な国家の方針との食い違いができるから、これはどうしても近いうちに――今はできないとおつしやつておりますが、近いうちにこの最低労働賃金が全國的にきめられなければならないと私は田川いますするが、大臣いかような考え方でございましょうか。

意をしておる點であります、その一面においては労働契約は自由でありますから、その自由はできるだけ尊重していかなくちゃなりません。しかしながら國家全體としての公益にこれが差障ある。これでは日本の産業が立たぬ。あるいは個性というものの生存が脅かされるという場合には、それは進んで最も低賃金などの制度でなく決定していくに、自由經濟の建前と、公共の維持あるいは日本産業全體の建前といふとともに、もろみ合わせて、彈力的の措置をとつてゆくより方法がないと思うが、そういう意味において労働基準法が制定される。さうしてまた労働組合法によつて労働者の権利が認められておるというふうに御了解願いたいと思います。

今までやつてきたのであります。そして今大臣のおつしやつたことはよくわかりますが、今の情勢に應じて、大體の賃金がきめられるということをおつしやつたのであります。それもよろしうござりますけれども、この私的獨占の禁止法といふものは法律として動かすことのできないものであります。言いかえれば、練瓦のようにびつとまつすぐなものであります。そうするとどこかのところじや賃金が五圓である。こつちは五圓五十錢、こつちは四圓五十錢だといふあるものを、練瓦みたいなきちつとしたものはたして測り得るかどうかということです。凹凸のあるものを練瓦みたいなびたつとした定規をもつてあてはめるというところにはなはだしく困難があります。従つてこの法律の適用といふことにおいて欠けるところができるてくる。困難さが生じてくるといふことになりますが、これは大臣どうでございましょうか。それで私は全國的にびたつとするにあらざれば、この法律の適用とするいうものはむずかしい、かように考えるのであります。

ことが土臺になつてのことあります。が、今日の經濟事情ではそれがいなければ、事実困難であります。しかし、ある線から落伍する人に對しましては、あるいは生活保護法なり、あるいは失業対策なり、いろいろの方法で、その線以下には落さぬよう、また他の面において努力していくといふくらいのところでいくより、實際上の問題として、しかたがない。それで、この法律を行つていきまして、大體そういう意味において基礎づけていく。それからだんだん産業がちゃんとスタンダライズするようになります。だん／＼そり／＼そり／＼線がはつきり浮き上つてくるのではないかといふうに、私は考えております。

○河合國務大臣 最低賃金といふことは少し狭いのじやないか。大體そのベースを求めるならば、最低生活の保障といふ線じやないかと私は思います。これは議論になります。意見になります。最低生活の保障といふ線については、憲法の條項によつて、日本の國情に大体を申しますと、やはり最低生活の保障といふことが、この自由競争のベースになつておる。私はそこまで常に大きく考えられるということでもあります。全體を申しますと、やはり最低生活の保障といふことが、この國情においてできるだけのことは全力を盡しておる。また公共事業につきましては三十六億の金を出してやつてしまつておる。だからその最低生活の保障といふことについては、日本の國情においてできるだけのことは全力を盡しておる。たとえば最低生活の保護競争のベースになつておる。私はそこまで考えておる。だからその最低生活の保障といふことについて、日本は、たゞいまの事情として、今まで、たゞいまの事情として、は、許す限りのことをやつておる。その線が定まりますれば、自由競争はフェアになる。だから國家はフェアな自由競争をやらせると同時に、片方においては公正なベースを考えいくことは、もちろんのことであります。こう御解釋くだされば、お考えのよろに満足にはいきませんが、大體その線に満足にあるのじやないか。こういうふうに私は考えます。

最低賃金の制度というものは、今はできないと仰しやがるが、やがてはできるかもしないといふよなお答えです。それはどういうふうにして社会問題が起つてくるかといふと、私がかりに片目であるとします。目が片方見えないとします。次の人手足がびつこであります。次的人手が片方ないといたします。そうしますと最低賃金が決定されることによつて、片目である私も、びつこである彼も、手のない彼も、一律に同様な賃金を拂われなければならないことになる。そのA、B、Cの一番向うに今度はDという人間がおりまして、そのDという人間がだことごとくが健全であるといふような場合、四人おります場合に、びつこも片手も片目も、からだの完全な者も、一律に同じ金をもらうことになります。そうすると雇つておる方の人が言いますと、びつこの男は常に腰をかけて、お金を計算するだけの、つまりキヤッシャーならキヤッシャーといふところにすわつておつて、それで用は足りた。びつこであるけれども腰をかけておつて、キヤッシャーレジスターをちやつとといじるのだから、それで用は足りた。ところが片方の手のない方は、常に米をつくのだから、片手であつてもかまわぬ。兩足二本さへあればよかつた。片目の者も同様に片目で使い途があるといふ場合に、健全な者とそれらの者が一律に賃金というものを定められるならば、雇つておる方の側から言えば、米つきの片手は、

木を割らる事ができぬ。木を割ること
は不便である。米をつくのが四六時中
じやない。一日中じやない。たまには
木も割つてもらわなければならぬとい
う場合がきましたときに、からだの達
者な者と同じに拂うとするならばば
がらしくて使えない。米についてあと
は木を割らせるということになると、
からだの健全な者を使つた方が得だ。
彼は片手であつてかわいそそうであるが
ゆえに、普通の人は一週間十五圓の給
料であつたけれども、彼は十三圓で働
いてくれて、二圓安かつたから、私は
今まで使つて來た。しかるに最低賃金
というものが決定したために、達者な
者もかたわら同じものになつたといら
うことになると、ばかりしくてかたわらが
使えないといふことになると、かたわら
といふ者は非常に困つた立場におかれ
て、これは失業者の仲間にはいるので
ございますが、これらの者は全國的に
見て相當な數に上ると思ひますが、
これらの人々の、言いかえると最低賃金
の決定ということは、これらの不具者
をシャットアウトしてしまふといふこ
となるのですが、これは説がずつと
遠い將來のことになりますが、大臣
はこの邊はいかなるお考えでございま
しょう。

るから、そうだから最低賃金といふもの、たゞ畫一的に、全國的に一つのペース・ラインをつくる時期に至らぬということを、私が先ほどから申しておる意味は、そういう意味であることを御諒承願いたいのであります。それから第二にたゞいまのお尋ねの點にお答えいたしますが、たゞいまのお尋ねのことは、いろいろな意味においての問題を實は含んでおりますので、ちよつと單純にお答えできぬかと思いまするが、まず第一に最低賃金といふのは、いわゆる最低賃金であります。能率に最低のものを線を引くという觀念であろうと思います。そうだから決してすべての人がその最低賃金に引つけられるわけではないのでござります。能率に應じて、能率のある人はよけい賃金がもらえるのであります。賃金の根本原則は、やはり能率ということが非常に重大なことで、たゞいまの通貨價値の變動する時代には、御承知の通りに家族手當その他のことから、生活給といふものは非常に重大に働いておりますけれども、本來の賃金の姿はやはり能率給である。たゞ能率給でばかり極端なことではいかぬといふので、そこで最低賃金という思想が出て、公共的にそれを一つ保護しようじゃないかといふ考えが出てくるのだと思ひます。しかしながら一面におきまして、最低賃金の、將來線を引くといったまれば、その線の引きようによつて、その線からドロップする者があるだろうということは、これはその線の引きよう如何によります。そういう者

までも數いあげる意味に低い線を引けば
ソラ、それは下に線を引きますればドロ
ソラしません、それから上に線に引け
ばそれはドロップするのであります
て、そのドロップした者は、これは御
承知の通りに社會の狀態として、健康
の非常に悪い人もあれば、職につけな
い人もあるということありますから
ら、これはやはり社會救濟なり、社會
保障という制度の面でこれをどうとか
するということは、國家の目的として
當然のことである。またそれを使用す
るといふことのいかんという問題にな
りますると、これはやはり自由經濟の
建前から、雇傭契約というものは決し
て強制的性質を帶びたものではなく、
各自の任意になつておりますから、そ
れは使用者と労働者との合意でゆくこ
とに従つておりますから、使用者側を拘束する
においても、どうしても能率の悪い人
を用いなくちやならぬという義務は出
るわけありません。そういう意味で
おいて、一面には使用者側を拘束する
ものではなく、一面にはそういう場合
には、社會保障の制度を以つて何とか
やつて行かなくちやならぬものだとい
う二つの面から、今お尋ねの面は解決
さるべき性質のものであるというふうに
を考えます。

そしてその線からドロップした者は國家が救濟してやらなくちやならぬ。それも私の考えはまつたく同様であります。最低賃金とその最短労働時間ということになりますと、いろ／＼なもののがアメリカに現われております。このくらいではきりませんけれども、あまり長くお尋ねしてもいかぬとも思いますが、あのことはまた事務當局ともよくお話しいたしまして承りたいと思いますので、河合厚生大臣に對する私の質問はこの程度に止めます。

たところで、それは資本の點などでは、やはり本社の資本でもつてやつてあるという形であるものが、これが本社から断ち切られたために、それだけの生産をもつしては從業員を十分養い切れないというような場合が起つて、それかといつて資材その他の關係で、新らしく一つ自分が獨立しただけの生産をやつしていくという準備が十分に整えられない。こういうような工場がある場合には、必然にそれは當面の間、生産再開の態勢が整うまで失業状態に陥る、こういうようなことが考えられるのであります。が、これに對する厚生大臣の御答辯を承りたいのであります。

〇石崎委員 なるほどなわ張りといふ
ようなものは取締りの規則かも知れぬ
けれども、少くとも地域的獨占である
限りは、この私的獨占禁止法案という
ものが取締りをしなくさやならないこ
となるのであります。つまり取締り
と、この私的獨占禁止法であります。こ
とになるのであります。つまり取締り
によって發して來なければならぬ。
の根本基準というものは何かと言ふ
と、この私的獨占禁止法では私は
あまりびんと來ないのであります。こ
の法律が取締りの泉源をなすもので
あると私は考えておりますが、そこ
になりますすると、今の御答辯では私は
あまりびんと來ないのであります。こ
の私的獨占禁止法の適用範囲は廣い。
その目的とするところは何かと言つた
ら、なるほど消費者一人々々の利益を
高めるということがこの目的である。
かようによ考えます。そうすると、この
問題が大きな所ばかり擱んで、下の方
に及ばない限りは、中小工業というも
のが非常に苦しめられると思うので
す。言葉は悪いかもしけれぬが、依然と
して苦しめられる。かように申上げ
たいのでありますて、この私的獨占
禁止法案の何のお蔭も受けぬ。上の方
はなるほどそれでお蔭を受けることに
なつて、上のお蔭に潤うかもしけぬけ
れども、下にある中小工業がはいつて
いくところのものに向つては、比較的
このお蔭を受けることが少いと私は考
えるのできますが、下の方にもこの
有難さといふものを浸潤させるところ
の方法いかんといつたようなことを一
つ伺いたい。

題であります。つまり今おつしやつた問題といふのはどこから起つておるかと申しますと、現在企業許可令を廢止いたしましたので、小さなものが新規に商賣をするのを妨げるような根據法といふことは正面向からいはずあります。實際問題として、たとえば露店とかあるいは理髪屋を開業するときに、問題が起るのは何かと申しますと、露店などは路面を占領して使うのには警察署長の許可が必要であります。實際においては、法制的には警察署長の許可あるものが、ある道路に店を出すことができる。こういうことになるのです。現實の問題はどうなつておるかと言ふと、お話を通り親分がおりまして、その親分のわたりをつけたものしか露面使用の許可が貰えないことがあります。それが實際であります。それからたとえば、この間うちも引揚者の團體がおら商工大臣あたりに御要求が出ておりましたが、理髪屋とか酒屋とかをやめましたときたときにできない。企業許可をやめろといふやうな話があつたのであります。がそういうものはないのです。何かと言ひと、結局理髪屋の組合といふようなものをつくつて、同一町内には何軒しかくらないといふ申合せをして、衛生上の見地から警察許可をやるときの基準にそれを使つてもらつておる。正直に言ふと、警察許可の内容が、若干單純な交通の位置だとか、あるいは衛生の取締りといふようないい點から、逸脱と言わぬまでも、別の考課をさらに入れた方がいいのぢやないかといふ點があるのではないかと思ひます。それで本法の適用といたしましては、ここにありますように「一定の取引分野における競争を實質的に制

独占といふ問題になるので、従つて露店のような小さなものが日本の小間物取引を獨占するなどない、といひますのはたとえは露店で言えば、ある者は小間物を扱つておる。その小間物取引の対象にならない。こういうふうに考えられるのであります。大臣の説明がありましたように、大體そういうふうなものは本法の取締りの対象にならない。こういうふうに考へられるのであります。今のお話のような問題は、一應建設上は、おそらく警察許可というのではなく縣令で行つてゐると思いますが、それによつて正當の許可を得たものが商賣でき、それによつて正當の許可を得られないものが商賣ができないという關係でありまして、警察許可の反射的な結果といふ場合が非常に多いのだと思います。そういうふうな問題に關しましては、やはりそろそろ警務許可の制度自身を、本法の前から今後政府としてもなお見直していく。議會の方でも御意見をいたゞく。ということが必要であるのだ。大臣でありますからお考えをお持ちになります。

ます。小間物屋と床屋はこれに競争相手である。從つて小間物屋對小間物屋、床屋對床屋といふものは、當然この中にはいらない。電氣と石油とは同様に火をつけるという意味において競争相手である。然ガスとはこれは競争相手であります。うちやならぬし、私がこの町で床屋をやろうとしてこの町へ行つても、この町ではあなたのつしやるよう、三軒しかやらないということになつた場合は、私は大日本帝國の國民でありますから、自由な競争フエア・コンペティション、フェア、エンタープライズ、いうものが當然禁止される。だからこそこのところになるとの法律の適用がどうなるか。ストリクトリイに言ふと、この法律に定めたところの條項にひつかかるものは、これごとくこの法律の対象でなくちやならぬ。私はかようと考えるのであります。従つて私の考え方は、これをストリクトリイに適用するなら、上から下まで全部がかつてしまわねばならぬが、下の方をかけるということになると、國民經濟の發展を阻害する。むしろこの獨占古習止法の趣旨に反することになる。そぞうでございましょう。小さいものはほとんどと自由の意思によつてフル・インターフラーズ、フル・コンペティションによつてやつておるが、この禁止法といふものを厳格に適用するなら、上から下まで及んでしまつ。この文句では上から下まで及んでしまつ。そうすると下の方のものはほなほだしく窮屈になつて、みずから發展していく、こういう力が阻害される。そうでございましょう。私が床屋をすぐ始めたいと言つても始めることができぬことにな

つておつてには、自由なる意思によつて何事かをしようとしても、常にその制限を受けることになれば、私は自由にやれないのだ。そうするとこの精神に反することになる。従つてこの法律を適用されるものが適用されるところの線が引かれるならば、その線はどこに引かれるべきものだらうかというのが私の言分なのであります。

○橋本政府委員　たゞいまのお話でござりますが、私の説明に對する誤解があつたのだとおもつて、理髮屋が衛生上の見地から今全部警察許可になつております。ある町内に理髮屋を三軒しか警察が許可しないという方針をとつたとの例で申し上げます。理髮屋が衛生上の見地から今全部警察許可になつております。ある町内に理髮屋を三軒しか警察が許可しないといつたと申上げます。そうするとその三軒の人間といふものが、警察許可の結果、自分だけしか許可をしてくれなかつたので、仕事をしているだけなのであります。ほかの者も警察署長がたゞ許可申請を出しても受けつけないといつたのです。それで警察署長がほかの者も許可すべきを、自分が何らかの方で阻害しているわけではないので、警察署長はちゃんと許可できるわけだけなのです。たゞ私は許可してくれなかつたといふだけの話であります。初めのところ許可を受けてやつておつた、獨占だといふので、徴役三年になつては、かなわない。それは要するに警察許可といふ法制度上の見地がよろしくないから、もつと許可制度をやめなくちやならない。つまり許可制度をやめておいて、仕事をやつた者に對していつでも衛生上の監督をして、ストリクトリーアンセムというようなことで解決すべき問題であります。それからあと、しかば本法の適用はどうなるかとい

すように、不當に低い對價をもつて物資、資金その他の經濟上の利益を供給することと、いふのは不公正競争の一手段になつておりますが、要するに自分の生産コストを割りまして、そうして相手を壓倒するために繼續的に品物を投賣りをいたすというのは、明らかに不公正な競争方法としての取締りの対象であります。自由な競争をすることは必要ではあるけれども、自由な競争は必ず公正でなくちやいかぬといふのがほんとうの建前であります。

○石崎委員 よくわかりました。あまりくどいようでありますけれども、くどいということをもつて單に私の質問を片づけられるなら、私ははなはだ残念だと思います。私は少くともこの法律に對しては専門的知識をもつてゐる者といたしまして、學問的な立場から私はいろいろお尋ねいたして、いる次第でありますから、くどくてもこちらへいたゞかなくちやならぬと思います。それでもう一つお尋ねいたしますが、この法律はアメリカのアンチ・トラストロー、インターステーツ・コンマース・コングリゲーション、この二つの公団が、この一つの中に織込まれておつて、しかも日本的なものを私は多分にもつてゐていると思います。さよう承知してよろしくゆうござりますか。

○橋本政府委員 この法律はこういうことでござります。大體アメリカの反トラスト法が合衆國としてシャーマン法から始まりまして約六つぐらいの法規定の中の、反トラストの見地から定められた子會社の關係の問題などは、アメリカの州法で規定してある會社法の

ト法をそれ／＼つくつたようであり、それ／＼につきまして英米法特有の慣例法ができるわけであります、結局合衆國法と州法の反トラスト法、州法の會社法、慣例法と併せまして、それが大體集大成された體系として、これのもとになつております。従つてお話をございましたI・C・CそのほかにF・T・C、あゝいうふうなものも併せて、かゝる適用除外の中にカツしまして、かゝる適用除外の中にカツつきまして、それではお尋ねしますが、アメリカのインターステーツ・コンマース・コントロール法の精神なんかを織込んできまつて、いるわけであります。

政府のとつてゐるところのこの獨占的な傾向に對して、政府が、今日法律ではそれは認められてやつてゐるのです。が、もしもその政府の獨占的な行爲において、相手方であるところの私ども人民のやり方といふものを倒すような行き方があつた場合には、このI・O・Cのコソニミツティといふものは、日本の政府とその相手方であるところの私なら私といふものをコートに呼び出して、これをジャッジすることができると、いう權能をもつておるのであります。これを伺いしたいのです。

の法律であるこの法律に基いて、たゞも、同じ議會を通つた煙草專賣法がかりに悪いにして、全く大藏大臣の正當な行爲に對して、同じ議會を通つた獨占禁止法に基く公正取引委員會が訴えをするといふようなことは、話がおかしいのであります。それはどうしてもやはり一つの政府、一つの議會において、兩者の間の趣旨が當該社會情勢においてだん／＼合わなくなつてくるというよくなきに、は、政府及び議會がそれ／＼考え方なければならぬ問題題でありまして、公正取引委員會においては、もちろん本法を規定してまいる上から時々そういうふうなことを考える機會が一番多いと思われますので、本法第四十四條を規定いたしまして「公正取引委員會は、内閣總理大臣を經由して、國會に對し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。」と、いうことが第一項の規定であり、それからさらにつきまして第二項で「公正取引委員會は、内閣總理大臣を經由して、國會に對し、この法律の目的を達成するため必要な事項に關し、意見を提出することができる。」ということに相なつておりまして、今仰せられましたような問題につきましては、公正取引委員會において考慮すべき最も大きな問題であると考えておる次第であります。

つて、その法律の中において行われたものであるがゆえに、たゞその公正取引委員と「いものは意見をその主務官廳に提出すればよろしい」ということになつておるというであります。が、一國の國內においてなるほど法律といふものは、矛盾する法律が必ずありますけれども、その中に相矛盾するものがないという保證といふのはだれもできない。矛盾する法律が必ずある。現にアメリカの例をとつて言いまして、するならば、アメリカでN.R.A.というものをやつた時に、そのインダーステーツ・コンマース・コンミッショングというものは、どういうものかといふことをやつて、それが法律として立派なものを持つたにもかゝらず、御承知の通り大審院に行つて、ころりと負けてしまつた。負けてしまつたところが、明けの年には同じ法律で、法律を改正しないにかゝわらず、大審院の判事が解釋を變えて、今度はころりと政府を勝たせた。つまり前の場合においては矛盾があつた。今度の場合においては矛盾がない。こういつたようなのがどの國でも起る。起つた場合に、日本なら日本で起つた場合に、たゞこの公正取引委員がかようでありますといふ意見を出すだけでは、公正取引委員としては権能といふものが非常にゆの権利をもつておるとは言われない。パワーモトつておるということは言われない。そういうことになると思いますが、お答えをいたさりますが、私の質つと委員長に申し上げますが、私の質

るところのものは、安本が政府に對して今後いかなる積極的な方法をこの目的を達成するためにはどうなるか。この法の目的を達成するためにいかなる方法をどるかと、いうことが實は問題なんですか。

○橋本政府委員 これはちょうど長官がお見えになりましたし、私からお答えをするのはあまりに僭越で、かつ意味もないと思いますから、長官にお願いいたします。

○高瀬國務大臣 大變遅くなりまして失禮申し上げました。たゞいま御質問のありました要點につきまして、適當の者から聽きましたが、それにつきましてお答えを申し上げます。國營公營の獨占の行われております趣旨は、元來が公共の利益のために必要がある、こういうことでできておると思うのであります。このトラスト禁止法の方は公共の利益に害があるというものを禁止しよう、こういうことになつております。將來國營等の事業の點が精神はどういう場合におきましてもむろん生かしていくべきものだらうと考えております。將來國營等の事業の點がどうなつていくかといふような御質問もあつたと承知いたしますが、これは私の考え方では、具體的に個々の問題についておきたいと思つております。

○石崎委員 もう一つそれに關連してお尋ねいたします。既に獨占事業といふものはたくさんあります。そうする

と今後はこれらの獨占事業はこの法律ができた結果どうなるであらうかといふことであります。もつと具體的に言いますと、東京に都電といふものがあります。都電は明らかに獨占事業であります。また私どもの郷里におきまするところの小倉におきましては、西日本といふ鐵道會社が電車を運轉し、バスを運轉して、他の競争者の侵入する餘地のないようにしております。從つてこれらのものに對してはどういうお考えをなさるか。これらのものはこの法律から言ふと違反である、やめしまえとおつしやるのか、今後繼續しまえとおつしやるのか、それによつて私は、あるいはパブリック・ユーリティという言葉を使うならばパブリティ・ユーリティといふものは、これら行うのではこれはきわめて遅い。それぢやいかぬと考えるのであります。そこで、なるほど公共事業といふ質問は第二段目のもののが起るわけであります。ひとつお答えを願います。

○高瀬國務大臣 たゞいま例におあげになりましたのは鐵道事業であります。これらのものは御承知のように公共事業といふような名前さえつけられてしまつて、獨占的な經營を國家なり公共機關がやるのが公共のために利益になると一般的に認められておる事業であります。それでもむろん私營であります。これらは、現在はいろいろのそういう公共的事業につきましておりまして、獨占的な經營を國家なり公共機關がやるのが公共のために利益になると一般的に認められておる事業であります。それでもむろん私營であります。これが公共の利益になるとおもつておきましても、むろん生かしていくべきものだらうと考えております。將來國營等の事業の點がどうなつていくかといふような御質問もありましたと承知いたしますが、これは私の考え方では、具體的に個々の問題についておきたいと思つております。

○石崎委員 もう一つそれに關連してお尋ねいたします。既に獨占事業といふものはたくさんあります。そうする

と今後はこれらの獨占事業はこの法律ができた結果どうなるであらうかといふことであります。もつと具體的に言いますと、東京に都電といふものがあります。都電は明らかに獨占事業であります。また私どもの郷里におきましては、西日本といふ鐵道會社が電車を運轉し、他の競争者の侵入する餘地のないようにしております。從つてこれらのものに對してはどういうお考えをなさるか。これらのものはこの法律から言ふと違反である、やめしまえとおつしやるのか、それによつて私は、あるいはパブリック・ユーリティといふものは、これら行うのではこれはきわめて遅い。それぢやいかぬと考えるのであります。そこで、なるほど公共事業といふ質問は第二段目のもののが起るわけであります。ひとつお答えを願います。

○高瀬國務大臣 たゞいま例におあげましたのは鐵道事業であります。これらは、現在はいろいろの名前さえつけられてしまつて、獨占的な經營を國家なり公共機關がやるのが公共のために利益になると一般的に認められておる事業であります。ひとつお答えを願います。

○高瀬國務大臣 たゞいま例におあげましたのは鐵道事業であります。これらは、現在はいろいろの名前さえつけられてしまつて、獨占的な經營を國家なり公共機關がやるのが公共のために利益になると一般的に認められておる事業であります。ひとつお答えを願います。

○高瀬國務大臣 たゞいま例におあげましたのは鐵道事業であります。これらは、現在はいろいろの名前さえつけられてしまつて、獨占的な經營を國家なり公共機關がやるのが公共のために利益になると一般的に認められておる事業であります。ひとつお答えを願います。

○高瀬國務大臣 たゞいま例におあげましたのは鐵道事業であります。これらは、現在はいろいろの名前さえつけられてしまつて、獨占的な經營を國家なり公共機關がやのが公共のために利益になると一般的に認められておる事業であります。ひとつお答えを願います。

○高瀬國務大臣 たゞいま例におあげましたのは鐵道事業であります。これらは、現在はいろいろの名前さえつけられてしまつて、獨占的な經營を國家なり公共機關がやのが公共のために利益になると一般的に認められておる事業であります。ひとつお答えを願います。

○高瀬國務大臣 たゞいま例におあげましたのは鐵道事業であります。これらは、現在はいろいろの名前さえつけられてしまつて、獨占的な經營を國家なり公共機關がやのが公共のために利益と

場合には、具體的にその場合に應じてこれを實施すべきである。そう考えてあります。都電は明らかに獨占事業であります。また私どもの郷里におきましては、西日本といふ鐵道會社が電車を運轉し、他の競争者の侵入する餘地のないようにしております。從つてこれらものに對してはどういうお考えをなさるか。これらのものはこの法律から言ふと違反である、やめしまえとおつしやるのか、それによつて私は、あるいはパブリック・ユーリティといふものは、これら行うのではこれはきわめて遅い。それぢやいかぬと考えるのであります。そこで、なるほど公共事業といふ質問は第二段目のもののが起るわけであります。ひとつお答えを願います。

○高瀬國務大臣 たゞいま例におあげましたのは鐵道事業であります。これらは、現在はいろいろの名前さえつけられてしまつて、獨占的な經營を國家なり公共機關がやのが公共のために利益とされるべきものではありません。それによつて私は、あるいはパブリック・ユーリティといふものは、これら行うのではこれはきわめて遅い。それぢやいかぬと考えるのであります。そこで、なるほど公共事業といふ質問は第二段目のもののが起るわけであります。ひとつお答えを願います。

○高瀬國務大臣 たゞいま例におあげましたのは鐵道事業であります。これらは、現在はいろいろの名前さえつけられてしまつて、獨占的な經營を國家なり公共機關がやのが公共のために利益とされるべきものではありません。それによつて私は、あるいはパブリック・ユーリティといふものは、これら行うのではこれはきわめて遅い。それぢやいかぬと考えるのであります。そこで、なるほど公共事業といふ質問は第二段目のもののが起るわけであります。ひとつお答えを願います。

○高瀬國務大臣 たゞいま例におあげましたのは鐵道事業であります。これらは、現在はいろいろの名前さえつけられてしまつて、獨占的な經營を國家なり公共機關がやのが公共のために利益とされるべきものではありません。それによつて私は、あるいはパブリック・ユーリティといふものは、これら行うのではこれはきわめて遅い。それぢやいかぬと考えるのであります。そこで、なるほど公共事業といふ質問は第二段目のもののが起るわけであります。ひとつお答えを願います。

特許であります。その特許がある場合、自分のものを有利にするために他の特許のものがあるとそれを買収してしまつて、それを横に捨ててしまつて、世の中に出でこないといったような事實が起るのであります。この場合にこの法律から言つてひつかゝるところがあるのでござりますか、ないのでござりますか。

○高瀬國務大臣 たゞいまのお話のような例は確かにほかにもあります。

アメリカにもたくさんあるよう聞いております。そういう弊害の起きることを防ぐのがこの法律の精神であろうと思ひます。むろん程度の問題で、はつきりしない場合は、どうかという場合もありますが、はつきりそういう點で弊害が起きるということであれば、この法律にかかるだらうと思います。

○石崎委員 わかりました。これがもう私の最後であります。たくさんありますけれどもこゝを最後にいたしましたが、この第八ページの第三章のところにこう書いてあります。「第三章不當な事業能力の較差」ということが書いてある。だからこの第三章の精神と事業能力の較差があるときは、公正取引委員會は、第八章第二節に規定する手續に従い、事業者に對し、營業施設譲渡その他、その較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。」

こう書いてあります。そうすると、ここに一つの大きな會社があつたといたします。たとえば八幡にあります日鐵の製鐵所のような大きなものがありますと、戸畠といふ隣りの町にまた小さ

い製鐵所がかりにあつたと假定いたし

まして、この戸畠の製鐵所は常に八幡

の製鐵から押し倒されるのであります。大きいがゆえに押し倒される。從つてさよな場合にはその較差をなく

するといふ意味において、八幡製鐵所は

その一部が半分か大部分かの營業施設

の譲渡、その他その較差を排除するた

め必要なところの措置をやらなければ

ならぬといふことになると、大きい方

が細かい方に譲り渡しをしなければな

らぬということになりますが、これ

は具體的に申しますといふ場合を

指すのでございましようか。御説明を

願いたい。

○高瀬國務大臣 不當な事業能力の較

差、この點は實は意味の不明瞭な點が

ないわけではないと思ひます。しかし

これは實は合理的な根據がなく、つま

り經營方面的非常なすぐれた點があつ

た。この一號が一番主でありますが要

に私の獨占を行ふ危険性がある場合に

いけない。こういふわけであります。

○橋本政府委員 お答えいたします。

これは昨日も實は詳しく述べて御説明を申し

上げましたが、不當な事業能力の較差

と申しますのは、第二條の第五項に定

義がしてあるわけであります。それで

この第二章、第三章あたりはずつと措

置を含めた規定をいたしているわけで

あります。第二條の第三項が私的獨

占、第四項が不當な取引制限の説明で

あります。第一章總則の第二條にすつと定義

の較差が説明してあるわけであります。

第二條の後ろから二行目から始

ますが、こゝに書いてございますよう

に、第一章總則の第二條にすつと定義

が上つてゐるわけです。それの五項

が上つてゐるわけです。それの五項

目、三ページの後ろから二行目から始

まつてゐるのです。この法律において

不當な事業能力の較差とはこういふ

場合にはあてはまらないだらうと思

つておりまして、それで規模が大きくなつてゐるといふふうに考えられます

ので、この不當な事業能力の較差とい

うものは較差をなくする、平均させ

るといふことが目的であらうかと考え

られまするが、その第八條に「不當な

事業能力の較差があるときは、公正取

引委員會は、第八章第二節に規定する

手續に従い、事業者に對し、營業施設

譲渡その他のその較差を排除するため

必要な措置を命ずることができます。

こう書いてあります。そうすると、こ

れに一つの大きな會社があつたといた

します。たとえば八幡にあります日鐵

の製鐵所のよう大きなものがあります

して、戸畠といふ隣りの町にまた小さ

い製鐵所がかりにあつたと假定いたし

まして、この戸畠の製鐵所は常に八幡

の製鐵から押し倒されるのであります。

大きいがゆえに押し倒される。從

つてさよな場合にはその較差をなく

するといふ意味において、八幡製鐵所は

その一部が半分か大部分かの營業施設

の譲渡、その他その較差を排除するた

め必要なところの措置をやらなければ

ならぬといふことになると、大きい方

が細かい方に譲り渡しをしなければな

らぬということになりますが、これ

は具體的に申しますといふ場合を

指すのでございましようか。御説明を

願いたい。

○高瀬國務大臣 たゞいまのお話のよ

うな例は確かにほかにもあります。

アメリカにもたくさんあるよう聞いて

おります。そういう弊害の起きること

を防ぐのがこの法律の精神であろうと思ひます。

○岡部委員長 松本君の動議はいかが

当とされる第二の場合であります。こ

ういうふうな理由があれば、い

うかに較差があつて大きくてもよろしい

わけであります。もし这么ういう理由が

なくして、しかもその較差が左の一

號、二號、三號に掲げる程度に具體的

に私の獨占を行う危険性がある場合に

いけない。こういふわけであります。

○橋本政府委員 お答えいたします。

これは昨日も實は詳しく述べて御説明を申し

上げましたが、不當な事業能力の較差

と申しますのは、第二條の第五項に定

義がしてあるわけであります。それで

この第二章、第三章あたりはずつと措

置を含めた規定をいたしているわけで

あります。第二條の第三項が私的獨

占、第四項が不當な取引制限の説明で

あります。第一章總則の第二條にすつと定義

の較差が説明してあるわけであります。

第二條の後ろから二行目から始

ますが、こゝに書いてございますよう

に、第一章總則の第二條にすつと定義

が上つてゐるわけです。それの五項

が上つてゐるわけです。それの五項

目、三ページの後ろから二行目から始

まつてゐるのです。この法律において

不當な事業能力の較差とはこういふ

場合にはあてはまらないだらうと思

つておりまして、それで規模が大きくなつてゐるといふふうに考えられます

ので、この不當な事業能力の較差とい

うものは較差をなくする、平均させ

るといふことが目的であらうかと考え

られまするが、その第八條に「不當な

事業能力の較差があるときは、公正取

引委員會は、第八章第二節に規定する

手續に従い、事業者に對し、營業施設

譲渡その他のその較差を排除するため

必要な措置を命ずることができます。

こう書いてあります。そうすると、こ

れに一つの大きな會社があつたといた

します。たとえば八幡にあります日鐵

の製鐵所のよう大きなものがあります

して、戸畠といふ隣りの町にまた小さ

い製鐵所がかりにあつたと假定いたし

まして、この戸畠の製鐵所は常に八幡

の製鐵から押し倒されるのであります。

大きいがゆえに押し倒される。從

つてさよな場合にはその較差をなく

するといふ意味において、八幡製鐵所は

その一部が半分か大部分かの營業施設

の譲渡、その他その較差を排除するた

め必要なところの措置をやらなければ

ならぬといふことになりますが、これ

は具體的に申しますといふ場合を

指すのでございましようか。御説明を

願いたい。

○高瀬國務大臣 たゞいまのお話のよ

うな例は確かにほかにもあります。

アメリカにもたくさんあるよう聞いて

おります。そういう弊害の起きること

を防ぐのがこの法律の精神であろうと思ひます。

○岡部委員長 松本君の動議はいかが

当とされる第二の場合であります。こ

ういうふうな理由があれば、い

うかに較差があつて大きくてもよろしい

わけであります。もし这么ういう理由が

なくして、しかもその較差が左の一

號、二號、三號に掲げる程度に具體的

に私の獨占を行う危険性がある場合に

いけない。こういふわけであります。

○橋本政府委員 お答えいたします。

これは昨日も實は詳しく述べて御説明を申し

上げましたが、不當な事業能力の較差

と申しますのは、第二條の第五項に定

義がしてあるわけであります。それで

この第二章、第三章あたりはずつと措

置を含めた規定をいたしているわけで

あります。第二條の第三項が私的獨

占、第四項が不當な取引制限の説明で

あります。第一章總則の第二條にすつと定義

の較差が説明してあるわけであります。

第二條の後ろから二行目から始

ますが、こゝに書いてございますよう

に、第一章總則の第二條にすつと定義

が上つてゐるわけです。それの五項

が上つてゐるわけです。それの五項

目、三ページの後ろから二行目から始

まつてゐるのです。この法律において

不當な事業能力の較差とはこういふ

場合にはあてはまらないだらうと思

つておりまして、それで規模が大きくなつてゐるといふふうに考えられます

ので、この不當な事業能力の較差とい

うものは較差をなくする、平均させ

るといふことが目的であらうかと考え

られまするが、その第八條に「不當な

事業能力の較差があるときは、公正取

引委員會は、第八章第二節に規定する

手續に従い、事業者に對し、營業施設

譲渡その他のその較差を排除するため

必要な措置を命ずることができます。

こう書いてあります。そうすると、こ

れに一つの大きな會社があつたといた

します。たとえば八幡にあります日鐵

の製鐵所のよう大きなものがあります

して、戸畠といふ隣りの町にまた小さ

い製鐵所がかりにあつたと假定いたし

まして、この戸畠の製鐵所は常に八幡

の製鐵から押し倒されるのであります。

大きいがゆえに押し倒される。從

つてさよな場合にはその較差をなく

するといふ意味において、八幡製鐵所は

その一部が半分か大部分かの營業施設

の譲渡、その他その較差を排除するた

め必要なところの措置をやらなければ

ならぬといふことになりますが、これ

は具體的に申しますといふ場合を

指すのでございましようか。御説明を

願いたい。

○高瀬國務大臣 たゞいまのお話のよ

うな例は確かにほかにもあります。

アメリカにもたくさんあるよう聞いて

おります。そういう弊害の起きること

を防ぐのがこの法律の精神であろうと思ひます。

○岡部委員長 松本君の動議はいかが

当とされる第二の場合であります。こ

ういうふうな理由があれば、い

うかに較差があつて大きくてもよろしい

わけであります。もし这么ういう理由が

なくして、しかもその較差が左の一

號、二號、三號に掲げる程度に具體的

に私の獨占を行ふ危険性がある場合に

いけない。こういふわけであります。

○橋本政府委員 お答えいたします。

これは昨日も實は詳しく述べて御説明を申し

上げましたが、不當な事業能力の較差

と申しますのは、第二條の第五項に定

義がしてあるわけであります。それで

この第二章、第三章あたりはずつと措

置を含めた規定をいたしているわけで

あります。第二條の第三項が私的獨

占、第四項が不當な取引制限の説明で

あります。第一章總則の第二條にすつと定義

の較差が説明してあるわけであります。

第二條の後ろから二行目から始

ますが、こゝに書いてございますよう

に、第一章總則の第二條にすつと定義

が上つてゐるわけです。それの五項

が上つてゐるわけです。それの五項

目、三ページの後ろから二行目から始

まつてゐるのです。この法律において

不當な事業能力の較差とはこういふ

場合にはあてはまらないだらうと思

つておりまして、それで規模が大きくなつてゐるといふふうに考えられます

ので、この不當な事業能力の較差とい

うものは較

おいては資本の規模が非常に大きい。日本に比べれば獨占の形は非常に運つておるといふような話もありますが、しかしアメリカでは、資本の規模がいかに大きくとも、アメリカにはそれに相應したところの廣い市場があり、それに相應したところの大きな資源があります。國際市場におきまして、アメリカは實に厖大なものをおつております。こういふ關係から申しますと、相當大きな資本ができまして、なおそこにはそれと競争し得る資本といふものはやはり存在している。しかしながら國のよろに資源が非常に貧弱である。しかも敗戦後におきましては、それがます／＼ほげしくなつてきたり、また販路もきわめて狭い。こういふところになりますと、資本がやゝ大きくなりりますと、直ちに獨占の段階にはいる。先ほど石崎委員からも話がありましたように、日本では何でもかでも獨占の傾向があるといふのは、必ずしも日本の資本家がアメリカの資本家に比して非常に貪慾だとか、あるいは國政に當つているところの官吏が、非常に獨占がすきだとかいうような弊害からくるものではなくして、實に根本的には、日本の資本主義そのものを基礎づけておる條件が、少し大きくなると、獨占的にならざるを得ない。こういふうに私は解釋しているのであります。が、公正かつ自由な競争といふようなものが、日本のような資源及び販路の條件におきましては、直ちにまた獨占形態を呼び起し、獨占の弊害を繰返す。そうしてまたこの禁止法がそれを抑えるからいふ。こうしたことになりますと、資本主義社會におきましては、子なわち資本の大きさが生産の力

を決定するということになつてまいり、と思うのであります。そうしますと、もし資本主義制度をそのままは認め、日本のような條件のもとに禁止法を実施するということになりますと、この禁止法自體は實に生産力を確大しないということを前提とする考え方であります。安本長官の御所見を伺いたいと思つております。

○高瀬國務大臣　日本の資本主義制度のもとで、獨占がどうしてもます／＼多くなり易い。資本主義の發達のためにそれがどうしてもたどるべき過程があり、これをこのバローメーターによつて、獨占的傾向を抑止し、防いでゆくということになると、日本の資本主義制度のもとにおける經濟發展が非常に阻害されるのだ。こういう點はどうであろう。こういう御質問ぢやないかと思います。たしかにそういう點がないとは申されぬことあります。

〔委員長退席、木村委員長代理着席〕

れば、國家のためにも國民のためにも、それが非常に有益であるということにはならないのではないかと思ひます。従いまして資本主義を前提として、自由競争をやつてゆく。こういう制度のもとにこういう前提で公共の利益を害さないよう、また國民經濟の發展を合理的にやつてゆくためには、やはりこういうトラスト禁止法というやうな性質のものは、ぜひ必要ではないかと私は考へておられます。

か。私はそういうふうに思う。またその需要もそれでは一定の限度があるが申しますと、そうではなくて、やはり商品生産である限りにおきましては、國民生活の水準あるいはまた諸産業のいろいろな技術の程度といふようなものによつて、その需要が變化するのでありますけれども、その變化に直ちに應じて、たとえば利潤その他のいふような資本主義の法則といふもの一定のうち外にこういうものを置いて、そして生産を續行していくためには、場合によつては製鐵業なら製鐵業といふようなものが計画的に一つのものにまとまつた方がいい。しかしもしこれが一つにまとまつて私的獨占といふ形をとらせておけば、もちろんこういうものは生産力がそのまま萎縮してしまうふうな自由な競争から出發して獨占が進んでいくことであるなに考へるのであります。そうしますとこの發展といふものをさせ、しかもこゝの御所見を伺いたいと思います。

○高瀬國務大臣　日鐵のような製鐵事業についてのお話でありましたか、事業の規模につきましてはやはりその事業の性質、種類によりまして、相當大きな単位でなければ合理的な経営のできないものがたくさんありました、製鐵などもその一つではないかと思います。従いまして日鐵のような大きなものが合理的な生産をやり、能率をあげ

いく上から言えば、ぜひ必要な點が認められると思います。従いましてだ大きいといつてこれを解體するといふことではありませんで、そういう合理的な根據があつて大きくなつております。従いましてだ大きな力を利用しまして獨占的な権力を振つて他の競争者をあくまで壓迫する、あるいは私利のために公益を害していくといふようなことがなければ、それでいいんだろうと思つております。必ずしもこれを分解しなければならぬというわけではないじやないかと思つております。

な立場に置かれてくる。これはたとえば公正取引委員會その他においての委員會においてやるとは申しますけれども、しかしながら専門的な知識というものは結局そういう公正取引委員會でさきめるというよりも、やはり獨占體が一番たくさん規模で専門家をもつておるために、そういうところから産業のいわゆる供給の面、鐵鋼材の配給の面、あるいはその他取引の面において、いろいろの取引技術の上において、やはり獨占者たるの地位を利用することは不可能なのであります。そういう事情も発生してくるのではないか。なぜかといふならば、資本主義社会においては一應利潤といふものがなくては生産が不可能なのでありますから、これを目標とする生産たる限り、こういうことが必然に起つてくると思います。私は思うのであります、この點について御答辯を煩わしたいと思います。

○高瀬國務大臣 非常に大きな事業が

できた場合に、たとえその根據が合理的な技術的理由等によつてきておる

といふ場合におきましても、非常に大きなものになると自然獨占力を振つて、獨占利益を上げるために努力し

て、公共の利益に反するようなことにならぬかもしれません。こういうお話を

ます。しかし、その心配はたしかにない

ことはないと思います。もし、そういう

ことについて、公の利益を害するといふ場合があれば、どこまでも

これはこの法律で取締つていく。そ

う考えております。

な立場に置かれてくる。これはたとえば公正取引委員會その他においての委員會においてやるとは申しますけれども、しかしながら専門的な知識というものは結局そういう公正取引委員會でさきめるというよりも、やはり獨占體が一番たくさん規模で専門家をもつておるために、そういうところから産業のいわゆる供給の面、鐵鋼材の配給の面、あるいはその他取引の面において、いろいろの取引技術の上において、やはり獨占者たるの地位を利用することは不可能なのであります。そういう事情も発生してくる。

○稻村委員 私が先ほどから問題にしておるのは、單なる心配ではなくて、

これは經濟制度そのものがもたらす必然だというふうに考えております。そ

こでそういうものに對してはその必然

の途、そういうものが必然にくるとい

うのをとことんのところで、到達するまで放つておくといふのではなくて、

こで、そういうものに對して、あらかじ

め國が獨占的なものになるようなもの

であるならば、自由競争にもどしても

結局同じであるからして、そういうも

のに關しては、自由競争に改めて、も

どつて、それから出発するといふより

も、今の状態に計画的にこれを民主的

の方法において、そのいわゆる獨占禁

止法によつて解體するといふような方

意見を伺いたいと思います。

まず第一に、私的獨占と、こういう

ふうに言つております。しかしこの私

的獨占と言つたところで、私は實を言

うと、公共的事業の性質といふもの

と、それから今度は私的性質と言いま

すが、そういうふうな事業との間の區

町でやる場合には決して私的目的を

もつてやるわけではございません。公

的の目的をもつてやるのですが、

これでは當然私的獨占にはいられない

と思ひます。たゞしかし同じ仕事

でありまして、個人が企業としてや

るという場合には、公共の利益という

こともむろん無視するわけではないで

あります。従いまして私は私

的獨占とこら申しましても、どういう

ものもつて私的獨占とするか、どう

うものをつて公共的な獨占とする

か。たとえ申しますれば、國が直接

經營しているものは、これは明らかに

公共的な事業でありますけれども、し

かしながらその他のものは、それでは

全部私的獨占と言えるかといえれば、そ

うものが一方においてはあるといふこ

とを考えながらも、その他の方面の社

事についてやはりこういう法令をつ

つております。たゞしかし一應そぞい

くつて、獨占的な弊害といふものを防

止するということは、やはりあくまで

も必要ではないかと思つております。

○稻村委員 私は先ほどから何度も

返すように、この競争の結果といふも

のは結局落ちつくところへ落ちつくも

の私的獨占といふものの意義を、ひと

つはつきりと示す必要はないかと思う

見を伺いたいと思います。

○高瀬國務大臣 お答えいたします。

私的獨占の意味であります。これは

事業の性質からして、そういうものが

じやないかと思います。やはり地方

の事情等によりまして、村なり町なり

がいろ／＼の事業をやる。それが村や

町でやる場合には決して私的目的を

もつてやるわけではありません。公

的の目的をもつてやるのですが、

これが材木業や、製材業であつたり、あ

るいはまた単なる取引業であつたりす

る。しかしそのことが、實を言うと製

材の中からあがる利潤が地方の財政を

潤澤にするということを目的にしてい

る。こういうような場合が、市町村へ

行くと非常に多いと思う。それが非常

に大きくなつた場合には、これはやは

り私的獨占となすべきか、公的な事業

としてこの禁止法から除外されるかと

いうことは、技術的に非常にむずかし

い。こういうふうに考えられますが、

その點に對する長官の御所見を伺いた

い。

○高瀬國務大臣 お答えいたします。

明瞭に法令に則りまして、公共團體が

公共團體の事業としてこれを經營する

ということになつておるものであります

れば、これは公営の事業であります。

しかし現状においては、あれはま

だパブリック・ユーティリティのよ

うな性質のものではありますと、實

際には、たとえば村が經營している

事業なども、これは公的企業で

あるか、私的企業であるかわからぬの

であります。その點について、いわゆる

私的獨占とは言えない、そういうふう

○稻村委員 それから今度は獨占の範囲の問題でありますけれど、この點も随分皆さんから質問が出たと思いますので、こまかいことは聽きませんけれども、たとえて申しますれば、戦時中において新聞紙などが、大體日刊新聞は一縣一紙というような形になつております。これらは明らかに一個の獨占だと思いますし、銀行もまた大體一縣一行主義というような形をとつてゐるのです。これは明らかに一個の獨占だと私は考えておりますが、これに關して御所見を伺いたいと思います。

○高瀬國務大臣 お答えいたします。お話の通り今のような合併主義というようなものが流行いたしまして、各方面の事業とも非常に合併が奨励されて、一縣で一つ、二つというふうになつたものが多いと思つております。確かに形の上におきまして、それは獨占的な形態にされているわけであります。しかしこれは一方におきましてやはり國の政策として大藏省がそういう一面の事業とも非常に合併が奨励されて、大藏省の許可を得て初めて銀行が新しくできるとか、何とかいうことになつておるのでありますから、そちらの金融政策の方の面からくることでありまして、自然やはり國の法律でそれがきまつておりますので、實質的にはたしかに獨占の形にはなりますが、その場合の私的の獨占という範圍に入れるわけにはゆかないと思つております。

てこれを設立しなければならぬ。合併なんかの問題でも、結局大蔵大臣が大體管掌しまして、新規の銀行法による認可でできます。従つて大蔵大臣が外の銀行に認可をしながら、という結果として、もと認可を受けていたものが、本法で刑罰になるというようなことはないわけであります。新聞社の關係は、私實は銀行に對する銀行法のようないわゆる新聞紙法によりましても新聞紙は、新聞社の設立關係について何か根據法はあるのかないのかよく存じません。新聞紙法によつては新聞紙は、認可制度になつてゐるのかどうかよく存じないのですが、もし新聞紙法によつて、新聞社の設立が認可制度になつてゐるとするならば、その一つなり三つなりの新聞社にしか認可をしなかつたということは、主務大臣が認可をしなかつたというだけのことでありまして、たゞ／＼認可を受けたものがそのために本法で叱られるということはないわけなのであります。

十二條に「この法律の規定は、特定の事業について特別の法律がある場合に適用しない。前項の特別の法律は別に法律を以てこれを指定する。」と申しましたのは、たゞいま問題になつておりますようなことがありますので、實は各個の事業法につきまして、これを本法の適用除外にするか、あるいはまたその場合に事業法の方をなんらか手を入れてゆくかといふことを、なお關係方面とも交渉つゝ考へてゐる次第であります。それでその特別の事業法の規定が正當のものであるというふうにして考えますならば、それはそれ／＼の見地で、たゞ公ばむやみに銀行を濫立しない方が公共の利益に合致するという建前でできておりますので、その結果獨占的状態が起りますても、本法においてこれを公の利益に反すると認めません。

協力するのが至當でありますけれども、安定本部の長官といたしましておるが、もう、こういうふうなものが抵觸するところには、これを改正するところの御意旨をもつておるが、また抵觸しなくても抵觸するおそれがありと思うものは、これを改正する方向に向つていく御意思があるや否やということの、御返答を伺いたいと思つております。

○高瀬國務大臣 今御心配になりますたような點はたしかにないことはないと思うのであります。従いまして現在も残つておる事業法というものは、極く種類も少いのであります。それが運用、将来認可許可を要するというようなものができる場合もあるかも知れませんが、それにつきましてはもとより安定本部としては、この法律の精神に基きまして、抵觸することのないよう、もし抵觸する點があるならばそれを訂正させるよう十分努力したいと考えております。

○稻村委員 もう二、三質問してみたましいと思いますが、たとえば私は農業業者の方面に深い關係をもつておりますので、まず第一にこれが問題になつてくると思うのであります。それは適田用水の外の中に、やはり認可制度と結びついておるのであります。電氣は一箇の公共事業として、それにつきまとめて水力電氣は、主として水利権の問題が問題となつてくると思うのであります。この水利権の問題でありますと、たとえば水量から申しますと、出氣事業の情勢をみますと、關西の方面はいざ知らず、關東方面におきましては、たとえば水量から申しますと、出電能力に對して十倍ぐらいいな水をもつ

社が利用しておるところの水は、その水の十分の一ぐらいしか使つていいないので、にもかゝわらず、この獨占によりまして、農業が十分な土木工事を行うことができないという實例は、これはもう聽かなくて皆さん御存じの通りだらうと思つております。たとえば灌漑がつくりたいと申しましても、その権利が電氣會社の水利權と結びついておるためでできないというような問題があるのであります。これに關しましては、先程申しました通りたゞちに電氣事業法のこういう方面に關して改訂をする必要があると思うのであります。が、これに對する安定本部長官の御所見を伺いたいと思います。

○高瀬政府委員　水利權等につきまして、お話をよくな不合理な場合が實際もあるとするとなるならば、これはむろん適當な方法において是正される必要があるだけないよう、絶対にないようすべきものと私は考えております。将來の問題といたしましては、水利權の認定につきまして、そういうことのできるだけないよう、絶対にないようになります。それを防ぐために、それらの法律について改正すべき必要がある箇處があるといふなら、私としてもむろんこの法律の精神から言いまして、その點は努力すべきであると考えております。

○稻村委員　それはその程度にしておきまして、次にこれもやはり技術的の問題になりますけれども、專賣特許は、發明の獎勵というよくな意味合を、非常に強くもつておるのであります。こ

ころがこれはそういうふうな意味をもつておつて、発明を促進するということは非常によいことであります。が、他面発明が專賣特許によつて獨占される實情を私たち見てみますと、專賣特許の所有者がすなわち事業を始めるというような實例は、きわめて少いのであります。専賣特許權は賣買されいる。この賣買によつてその專賣特許權を買つたいわゆる資本家がこれを獨占している。こういうふうな形で、むしろ事業を獨占しております。たとえば、ヴィスコース法の專賣特許が、人絹といふものの獨占を非常に促進したとか、あるいはまた何々式の金庫が專賣特許であつたために、その金庫會社が金庫製造業をほとんど獨占してしまつて、いわゆる專賣特許制度と獨占との關係を、どういうふうに調節なさるつもりか、その點をひとつお伺いしたいと思います。

う者には必ず分譲をしなければならぬ。そういう法律的義務を課さなくてはならない。それを拒んだならば、本法で取締りをするというやり方にしようと考へたがございましたが、結論としまして、それは特許法の方で考へるということにいたしまして、本法の中には入れませんでした。この理由は、本来特許権といふものは、法律でわざ／＼権利を認めるからこそ、そういう権利ができるわけでありまして、特許法の方で獨り占めにしてよろしいという権利をわざ／＼與えておいて、それを本法の方で違法とするといふよりも、むしろ特許法の中で、特許権を與えるけれども、實施権といふものは要求があつたら必ず正當の値段で、分譲しなければならぬということを規定するとすれば、それは特許法の方で規定すべきものである。こういうふうに考えて特許法の改正の問題は、あとに残したわけであります。この點についてまだはつきり意見をきめたわけではございませんが、商工省の方で課題として、なおいろいろな關係を考えて研究中であります。それからもう一つ特許権自身の保護の問題より、いささか逸脱いたしまして、つまり特許を悪用して獨占するということは、お話のように非常に實例があるわけであります。殊にその特許を誰にでも使わせさえすれば、非常にいろいろな仕事ができるのに、それを獨り占めにしておるために、何もできないというふうな場合においては、これは特許法の第四條だと思いますが、現在でも公益上の理由がある時には公開を命ずる。適當な措置を講ずることができるよう相なつておりますので、そういう方面にお

ける活用を、もつとやつていかなければならぬ問題だらうと思います。いろいろな特許を組合わせまして、獨占の種にするというような方法の問題は、明らかに本法において取締りの対象と相なるわけであります。

○稻村委員 最後にもう一つお伺いしたいと思います。小さな、たとえばチエーン・ストアとがあるいはまた支店の制度、こういうものはどの程度までの範囲であれば、本法に抵觸するのか。その點をお伺いしたい。

○橋本政府委員 お尋ねの趣旨を、私は誤解しておるかと思いますが、本法におきましては、一應全面的に、あらゆる經濟活動に適用があるわけであります。従いましてこのチエーン・ストア・システムを非常に大規模に使うといふふな場合には、獨占になる可能性ないし取引制限を起す可能性が非常に多いのであります。アメリカにおいてもチエーン・ストアの法律は、反トラストの一部として重要な法規をなしておるような次第であります。

それから支店といふお尋ねがありましたのは、その支店を一つの獨立の事業者と見るか、というような御趣旨ではないかと思うのであります。國內においては全體本店、支店を合せて一つの事業者といふふに考えますし、外國法人の日本における支店といふのは、それを一つの事業者と見ふに考えております。

○稻村委員 結局支店といふものがある程度認められると、これがついやはり支店として、たとえば旅館でも何でも支店。新潟縣の例のごときは、同じ新潟市に旅館の支店等が四つも五つも

あるが、こういうことが起り得ないだろかと思ひます。新潟縣だけをも三つや四つではきかぬといふくらいもつておるものがありまして、しかも日本たる一定のところに、たとえば乾物商なら乾物商というものが、その市なら市の中においてこれを獨占しようなものが起つてきたり、あるいはまた、ある一定のところに、たとえば乾物商なら乾物商といふものが、その市に經營させるという意味で支店をもつて、どん／＼と自分の番頭なり何なりに經營させるということになると、大きな資本をして、どん／＼と自分の番頭なり何なりに經營せらるといふ意味で支店をもつて、どういへば、自然そこは獨占ができるところとなるといふことも考えられます。さらには大きな商事會社などが全國に支店をもつといふのは、これは明らかに一つの獨占になると思うのでありますから、小さなところは小賣商人から、大きなところは會社に至るまで、この支店制度といふものは獨占に觸れる場合もあるし、あるいは觸れない場合もあると思うのでありますから、その範圍をお伺いしたいと考えます。

支配権といふものを、一時でももつと得ることでもあろうと考えるのであります。これは取引所の所員である場合には、「二五%」というふうな簡単なバランスセンターに抑えることができないような場合すら、できてくるのではないか。こういうふうに考えられます。が、私は前のしか知りませんが、おそらく改正取引所法においても、取引員といふものは會社でなければならぬということに相なつておるはずだと思ひます。従つてこれは第十一條の適用の問題でありまして、證券業を営む會社が業務として株式を取得する場合は、一會社について百分の五という制限を適用しないというのに該當することに相なると思ひます。これは本來としましては轉々として株式が變つていくということを考えておりますので、何かの場合に受け取れないと、いうようなときには、一年を超えて所有しようとする場合には、あらかじめ公正取引委員會の認可を受けた實害がないことに相なつております。短期間にせいぜい何日か、長くて何箇月という株式の所有のしかたであるならば、あまりそれによつてコソンツエルンをつくるといふことは考えられないのではないかと思つておる次第でございます。

の質疑を許します。鈴木委員。
○鈴木（茂）委員 質疑して質なればならない問題は非常にたくさんござりまするが、會期の關係もあり、また私多年多少獨占について研究をいたしまりまして、獨占の弊害を非常によく認識いたしております。できるだけこういふような法案を施行いたしましたことは、日本の獨占の弊害を防いで、獨占から中小工業を守り、または國民の生活をいくらかでもよくするために必要であると存じますので、こういう法案は相當の不満がございまするが、會期の關係上できるだけ早く審議を終りたいと存じまする社會黨の建前から、ごく二、三だけの質問をやることに止めまして、私の質疑を終りたいと存じます。

いであるか。これは安本長官は最近御就任になりましたので、前のこととに對してはこゝで御質問するのは當を得てないかと存じますが、安本長官と一緒に御いたしましては、そういう點についてどういうお考えでございましようか。
○高瀬國務大臣 日本にこの私の獨占禁止の法令の適用を受けるべきようなる獨占的な事業體というものがあるだらうかどうかという御質問ではないかと思います。私は現在まで存在しておりますが、そのうちに、全然ないわけではありませんものの中には、全然ないわけではあります。たゞしかし今度財閥解體等によりまして、そういう種類の事業は大部分が解體されることになります。それ以外にあるかどうかか、これは十分検討いたさなくてはいけないと思います。あればむろん何といたしまして、やはりこういふものをつくつておるといふことがぜひ必要であろう。そう考えております。

て、これは取除いて、そうしてこれを断行するという強い御決意がなければ、これは私は單なる一つの法案、よその國の例がありますように、死物となると存じますが、むしろ悪用されることもございましょう。そういう點についてもつと御決意が必要であると存じます。とりわけ獨占資本は、私どもの承知しておりますところによるところ、なお強力に殘存いたしております。いまの内閣にいたしましても、世間では石橋大藏大臣もそれから厚生大臣も、財閥の巨頭であるところの池田成彬が推薦したのだ、こう解釋しております。そういう内閣の中で獨占に對するこういう取締りを、公益のための取締りを撤底させることとは、安本長官としては相當なる御決意が必要であると存じますが、そういう點についての長官の御決意を承りたいと存じます。

的獨占はたゞいま御答辯のようすに財閥の解體その他で弱まつてはおりませんが、一番問題はむしろ私は公的獨占があると存じます。政府からたゞいまいふる公的獨占といふものはタバコ、しよらのう、あるいは鹽、アルコール、鐵道、郵便、電信と、いわゆる國家資本トラストといふものが日本の資本主義經濟の最も根幹を今日なしております。そつしてたとえばタバコにしても、いろいろなものは國民と何らの關係なくどんく値上げをされていくといふような、獨占の弊害をまざくと國民の生活の上に與えておるのであります、私の獨占よりもむしろ公的獨占を公益のために取締るという根本方針をきめて、何らかのそれに對する法案を同時に御提案になるのが、私は當然であるとこう考えるのであります。またもう一つは、公的獨占に關しまして、私は今の國營事業といふものは、官僚によつて支配されておる。官僚のいろいろな物的な勢力の基礎になつておるといふこの國家資本トラストといふものを、どうしても民主化する、社會化するという必要が、今日最も急務である。こう存じておるのであります。が、いわゆる國家資本に對して、これを民主化する、社會化するという御意見があるかどうかといふ二つの點を、公的資本についてお尋ねいたしておきたいと思います。

ころもあります。しかしこの國家獨占でどうというわけにもまいりませんので、國家の法律として各方面の關係でこれを決定されなければならぬと思つております。これを運營する場合に、國家資本の獨占弊害をなくすのに、十分民主化して、今までの官僚獨占といふような弊害を除かなければならぬ。これも私御同感であります。いかにしてこれを民主的運營に直していくかといたゞきは、有效適切な方法が見あたらず。しかしながら、實際問題といたしましては、私は私の關係する範圍におきまして、いろいろの獨占とは申せないまでも、統制關係に關係をもつてまいりますので、その點につきましては十分に考えまして、今まで私も官僚ではありますんで、そういう弊害については十分感じておるところであります。できるだけの手段を盡しまして、今までのような弊害はできるだけ除く、こういう方針でいきたい。そう考えております。

てもこの法案のうちに含まれておるようあります。御承知のようにインフレーションが、この商業資本、特にこの場合はやみがほとんど大部分でございまして、このやみによるところの商業資本といふものが、いろ／＼と獨占的な行爲を發に活躍するということであります。今日いたしておるのが現實でございます。この法案によつていろいろな企業は、工場を基礎としてそこにいろ／＼集まつてまいりますから、それに對する取締は割合にいくらか商業資本よりは簡便でございますが、今日のようにもやみ資本が大部分であつて、それが非常な横暴をしておるというこのインフレーションの發展の段階において、商業資本の獨占的な行爲をどうして取締るかという、ひとつ具體的に何か御意見がございますならば、この際承つておきたいと存じます。

もないでありますようし、そういうところからどうていつかみにくいのあります。しかし普通の企業として行われておる場合でありますと、やはり商業につきましても販賣協定であるとか、地域協定であるとか、そういうようなことで獨占的弊害に墮すということに現われてまいりますので、そういうところからこれをつかんでいくといふことになるのではないかと思つております。

それで、できないことになつております。これは一面から言えば、日本の貿易を非常に巨大なものになり得ると考え、それが一面獨占の弊害があるとは言ひながら、日本經濟の上から言えば、一つの有力な力にはなると思ひますが、現在のところでは、日本といたしましては、たとえこれが認められ、許されたといたしましても、國際的な規模におきまして一種の獨占的活動を行ひ、それによつて非常な有利な結果をもたらすということは、ますできないといふ條件のもとにあると私は考へております。従いまして現在のところ、また近い將來の見透しにおきましては、別にこれがために非常な支障を生ずるということはなかろうと考えております。

が、その財閥は確かに今厄の経験によりまして、從來のような活動力をもつてゐることはできないようになりますが、どうも政府は財閥をあらゆる方法において温存しようとされておるよう私どもには考えられるのであります。具體的な事實はちよと差控えますが、その一つといたしまして、賠償と關連して、一つの産業のうちこれだけのものを残すということになつてまいりますると、その場合今まで政府でおとりになつておりますいろいろな各産業の方面を見ますと、大陸において財閥の關係の産業を残して、中小工業といふものを切つて捨てるといふような、つまり中小工業を賠償に當てるというようなお取扱いが多いように、私はいろいろな點から考えられるのであります。もう一つ申しますと、銀行金融資本などにつきましても、生産だけではなく財閥關係の金融資本も、政府としてはできるだけお残しになるよう私どもには見受けられまするが、財閥といつしましては各産業に人的配置をいたしまして、この法令もしくは財閥解體のG·H·Qの命令によつて、一應解體したような形になつておりますが、人的配置をいたしまして、それによる精神的な結合をとつておるよう私どもには見受けられるのであります。そういう點に對する長官の御見解と、こういうような獨占的財閥にかかるわらず、その他の大資本と中小工業の資本といふのに對しまして、何らかこの法令の適用の上に御斟酌がございますかどうかといふ點を、お伺いいたしたいと思います。

主化という建前から、完全なる解體をいたすべきものと考えております。従いまして、そこに徹底しない部分がありますれば、われ／＼としてはあくまで徹底してやつしていくつもりであります。

財閥解體と關連いたしまして、賠償物資の指定等につきまして、なんらか財閥温存の意向が取入れられてあるのではないか、こういうお話を聞きますが、私ははつきりと具體的に事實がわかつております。たゞ賠償の指定につきましては、隨分手続きがござつたしておるようであります。どれを先にするとか、どれをあとにするとかいうようなこともあります。財閥關係のものを先に指定してもつていくと言いましたり、また能率のよいものをつけていくなどということになりました。いろいろ順序があるようではあります。まだはつきりとはいたさないと見えます。賠償のそういうこまかい具體的な指定のことになりますと、私自身はまだよくわかつておりますので、もう必要があれば賠償關係の係の者から申し上げることにいたしたいと思いまします。とにかく抽象的には、賠償問題が財閥解體についての一種の何か政策的に利用されることだけしかねることであるということは私も考えます。そういう事実があるかどうかですか、そのことにつきましては具體的に私自身まだ事實をつかんでおりませんので、申上げられないのです。

中小工業の問題でありますと、工業の問題は、私的獨占の方から言えば保護される關係に立つと思います。従いましてこの法令ができましたため、中小工業の育成發展につきまして

